



平成 27 年 5 月 25 日

各 位

会社名 新日本建設株式会社  
代表者名 代表取締役社長 高見 克司  
(コード番号 1879 東証第 1 部)  
問合せ先 取締役常務執行役員管理本部長 高橋 苗樹  
(TEL. 043-213-1111)

「内部統制報告書の訂正報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、本日公表した「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出に関するお知らせ」のとおり、本日、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を関東財務局に提出いたしました。

また、これらと併せて、金融商品取引法第 24 条の 4 の 5 第 1 項に基づき、「内部統制報告書の訂正報告書」を提出いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訂正の対象となる内部統制報告書

- |        |         |                    |                     |
|--------|---------|--------------------|---------------------|
| 第 46 期 | 内部統制報告書 | (自 平成 21 年 4 月 1 日 | 至 平成 22 年 3 月 31 日) |
| 第 47 期 | 内部統制報告書 | (自 平成 22 年 4 月 1 日 | 至 平成 23 年 3 月 31 日) |
| 第 48 期 | 内部統制報告書 | (自 平成 23 年 4 月 1 日 | 至 平成 24 年 3 月 31 日) |
| 第 49 期 | 内部統制報告書 | (自 平成 24 年 4 月 1 日 | 至 平成 25 年 3 月 31 日) |
| 第 50 期 | 内部統制報告書 | (自 平成 25 年 4 月 1 日 | 至 平成 26 年 3 月 31 日) |

2. 訂正の内容

上記の各内部統制報告書の記載事項のうち、3【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正いたします。訂正箇所には\_\_\_\_を付して表示しております。

(1) 第 46 期内部統制報告書

3【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、代表取締役社長金綱一男は、平成 22 年 3 月 31 日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたします。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすことになり、重要な欠陥に該当すると判断しました。したがって平成 22 年 3 月 31 日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

平成 27 年 3 月上旬、外部からの指摘により、当社が依頼していた不動産鑑定業者の鑑定結果が誤っている可能性が判明したため、当社は社外の専門家による第三者委員会を設置し、調査を

実施いたしました。調査の結果、棚卸資産である販売用不動産及び開発事業等支出金並びに有形固定資産の金額訂正が必要であることが判明しました。当社は当該調査結果及び会計監査人による指摘に基づき過年度の決算を訂正し、平成 22 年 3 月期から平成 26 年 3 月期までの有価証券報告書、及び平成 23 年 3 月期の第 1 四半期から平成 27 年 3 月期の第 3 四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出することといたしました。

本件は、取締役会が有効に機能する体制及びリスク管理体制が十分でなく、また事後コントロールとしての監査役及び内部監査部門による監査体制が不十分であったこと等に起因したものと認められ、また、当社内における会社決算の重要性に対する理解及び不動産鑑定に関する理解の不足が生じていたことにも起因していたものと認められます。

以上のことから当社は、全社的な内部統制、全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセス及び不動産の評価プロセスの一部の脆弱性が当該不適切な会計処理を招いたと認識しており、これらの財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、重要な欠陥に該当すると判断いたしました。

なお、上記事実は当事業年度末日後に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

当社としましては、財務報告に係る内部統制の重要性は十分認識しており、第三者委員会の報告等を踏まえ、以下の再発防止策を実施してまいります。

#### (1) 取締役会の機能強化

各取締役は取締役会で他の取締役が所管する職務に対して積極的な関与が図られていない旨の指摘があり、その対応策として、取締役会における議案に対する決議過程や報告事項の内容等について見直しを図り、各取締役の相互監視機能の活性化を促し、問題点の把握、改善策の検討、取締役会としての方針決定までのプロセスを明確にします。また、取締役会における価値観の多様性の重要性を再認識し、新たに社外取締役を招聘し、取締役の業務執行に対する監督機能の強化を図ってまいります。

#### (2) リスク管理体制の再整備及び適切な運用

本件の発生事由として会社経営一般に生じる様々なリスクに対する認識が欠如している旨の指摘があり、将来財務報告につながる虞のあるこのようなリスクへの対応策として、役員はもとより社員全員のリスク認識を高めるために、本部毎にリスク管理者を選任し、各本部におけるリスクの洗い出し、分析を行い、自社のリスクを認識し、認識されたリスクについては的確に対処できる管理体制を構築してまいります。また、新たなリスクが発見できる体制として、定期的に各本部においてリスク検討会を開催し、常務会において各本部長から報告を行うことといたします。

#### (3) 不動産鑑定業者等、当社取引先の適切な選定

不動産鑑定業者の選定時に適切な注意義務が払われていない、また委託業務の成果物に対する正確性の検証手続きが行われていない旨の指摘があり、その対応策として、業者選定にあたっては、信用情報や実績等を入手して、当社が求める委託業務が適切に行えるか否かの判定を行い、委託業務の成果物についてはその正確性の検証を行ってまいります。特に不動産鑑定業者の選定及び鑑定書内容の検証につきましては、不動産評価手続きを伴う業務マニュアルを再整備し、個別業務プロセスを見直してリスクを明確にし、適正なコントロール機

能の確立を図ってまいります。

#### (4) 管理本部部門の強化

管理本部において、各本部との連携・事実関係の掌握不足等の指摘があり、その対応策として、各本部との決算事前打ち合わせの開催、および各本部の会議に出席する等により、経営環境の変化に対応した決算処理ができる情報収集力を高めると共に、財務・経理に精通している社員を採用することによる人員増強や、専門的な外部講習等に積極的に参加し、より高度な会計知識の習得を図ってまいります。また、「全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセス」及び「重要な勘定科目に対する個別業務プロセス」並びに「決算・財務報告に対する個別業務プロセス」に係る整備状況の再確認を行い、潜在しているリスクが全て網羅されて、コントロールが適切に定義され、機能されていることを確認いたします。

#### (5) 監査役及び内部監査部門の監査体制の確立

会社における監査体制が不十分であった旨の指摘があり、その対応策として、取締役及び役職者に対し監査業務の重要性の理解を得るとともに、監査役の業務監査が十分に機能する体制を構築し、内部監査部門及び会計監査人との連携強化を図ってまいります。

また、内部監査部門に所属する社員の独立性を確保するとともに、内部統制評価や内部監査が実行可能な体制を構築してまいります。

#### (2) 第 47 期内部統制報告書

##### 3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、代表取締役金綱一男は、平成 23 年 3 月 31 日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたします。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすことになり、重要な欠陥に該当すると判断しました。したがって平成 23 年 3 月 31 日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

#### 記

平成 27 年 3 月上旬、外部からの指摘により、当社が依頼していた不動産鑑定業者の鑑定結果が誤っている可能性が判明したため、当社は社外の専門家による第三者委員会を設置し、調査を実施いたしました。調査の結果、棚卸資産である販売用不動産及び開発事業等支出金並びに有形固定資産の金額訂正が必要であることが判明しました。当社は当該調査結果及び会計監査人による指摘に基づき過年度の決算を訂正し、平成 22 年 3 月期から平成 26 年 3 月期までの有価証券報告書、及び平成 23 年 3 月期の第 1 四半期から平成 27 年 3 月期の第 3 四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出することといたしました。

本件は、取締役会が有効に機能する体制及びリスク管理体制が十分でなく、また事後コントロールとしての監査役及び内部監査部門による監査体制が不十分であったこと等に起因したものと認められ、また、当社内における会社決算の重要性に対する理解及び不動産鑑定に関する理解の不足が生じていたことにも起因していたものと認められます。

以上のことから当社は、全社的な内部統制、全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセス

及び不動産の評価プロセスの一部の脆弱性が当該不適切な会計処理を招いたと認識しており、これらの財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、重要な欠陥に該当すると判断いたしました。

なお、上記事実は当事業年度末日後に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

当社としましては、財務報告に係る内部統制の重要性は十分認識しており、第三者委員会の報告等を踏まえ、以下の再発防止策を実施してまいります。

#### (1) 取締役会の機能強化

各取締役は取締役会で他の取締役が所管する職務に対して積極的な関与が図られていない旨の指摘があり、その対応策として、取締役会における議案に対する決議過程や報告事項の内容等について見直しを図り、各取締役の相互監視機能の活性化を促し、問題点の把握、改善策の検討、取締役会としての方針決定までのプロセスを明確にします。また、取締役会における価値観の多様性の重要性を再認識し、新たに社外取締役を招聘し、取締役の業務執行に対する監督機能の強化を図ってまいります。

#### (2) リスク管理体制の再整備及び適切な運用

本件の発生事由として会社経営一般に生じる様々なリスクに対する認識が欠如している旨の指摘があり、将来財務報告につながる虞のあるこのようなリスクへの対応策として、役員はもとより社員全員のリスク認識を高めるために、本部毎にリスク管理者を選任し、各本部におけるリスクの洗い出し、分析を行い、自社のリスクを認識し、認識されたリスクについては的確に対処できる管理体制を構築してまいります。また、新たなリスクが発見できる体制として、定期的に各本部においてリスク検討会を開催し、常務会において各本部長から報告を行うことといたします。

#### (3) 不動産鑑定業者等、当社取引先の適切な選定

不動産鑑定業者の選定時に適切な注意義務が払われていない、また委託業務の成果物に対する正確性の検証手続きが行われていない旨の指摘があり、その対応策として、業者選定にあたっては、信用情報や実績等を入手して、当社が求める委託業務が適切に行えるか否かの判定を行い、委託業務の成果物についてはその正確性の検証を行ってまいります。特に不動産鑑定業者の選定及び鑑定書内容の検証につきましては、不動産評価手続きを伴う業務マニュアルを再整備し、個別業務プロセスを見直してリスクを明確にし、適正なコントロール機能の確立を図ってまいります。

#### (4) 管理本部部門の強化

管理本部において、各本部との連携・事実関係の掌握不足等の指摘があり、その対応策として、各本部との決算事前打ち合わせの開催、および各本部の会議に出席する等により、経営環境の変化に対応した決算処理ができる情報収集力を高めると共に、財務・経理に精通している社員を採用することによる人員増強や、専門的な外部講習等に積極的に参加し、より高度な会計知識の習得を図ってまいります。また、「全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセス」及び「重要な勘定科目に対する個別業務プロセス」並びに「決算・財務報告に対する個別業務プロセス」に係る整備状況の再確認を行い、潜在しているリスクが全て網羅さ

れて、コントロールが適切に定義され、機能されていることを確認いたします。

#### (5) 監査役及び内部監査部門の監査体制の確立

会社における監査体制が不十分であった旨の指摘があり、その対応策として、取締役及び役職者に対し監査業務の重要性の理解を得るとともに、監査役の業務監査が十分に機能する体制を構築し、内部監査部門及び会計監査人との連携強化を図ってまいります。

また、内部監査部門に所属する社員の独立性を確保するとともに、内部統制評価や内部監査が実行可能な体制を構築してまいります。

#### (3) 第 48 期内部統制報告書

##### 3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、代表取締役金綱一男は、平成 24 年 3 月 31 日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたします。

(訂正後)

下に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすことになり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって平成 24 年 3 月 31 日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

#### 記

平成 27 年 3 月上旬、外部からの指摘により、当社が依頼していた不動産鑑定業者の鑑定結果が誤っている可能性が判明したため、当社は社外の専門家による第三者委員会を設置し、調査を実施いたしました。調査の結果、棚卸資産である販売用不動産及び開発事業等支出金並びに有形固定資産の金額訂正が必要であることが判明しました。当社は当該調査結果及び会計監査人による指摘に基づき過年度の決算を訂正し、平成 22 年 3 月期から平成 26 年 3 月期までの有価証券報告書、及び平成 23 年 3 月期の第 1 四半期から平成 27 年 3 月期の第 3 四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出することといたしました。

本件は、取締役会が有効に機能する体制及びリスク管理体制が十分でなく、また事後コントロールとしての監査役及び内部監査部門による監査体制が不十分であったこと等に起因したものと認められ、また、当社内における会社決算の重要性に対する理解及び不動産鑑定に関する理解の不足が生じていたことにも起因していたものと認められます。

以上のことから当社は、全社的な内部統制、全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセス及び不動産の評価プロセスの一部の脆弱性が当該不適切な会計処理を招いたと認識しており、これらの財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。

なお、上記事実は当事業年度末日後に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

当社としましては、財務報告に係る内部統制の重要性は十分認識しており、第三者委員会の報告等を踏まえ、以下の再発防止策を実施してまいります。

#### (1) 取締役会の機能強化

各取締役は取締役会で他の取締役が所管する職務に対して積極的な関与が図られていない旨の指摘があり、その対応策として、取締役会における議案に対する決議過程や報告事項の内容等について見直しを図り、各取締役の相互監視機能の活性化を促し、問題点の把握、改善策の検討、取締役会としての方針決定までのプロセスを明確にします。また、取締役会における価値観の多様性の重要性を再認識し、新たに社外取締役を招聘し、取締役の業務執行に対する監督機能の強化を図ってまいります。

#### (2) リスク管理体制の再整備及び適切な運用

本件の発生事由として会社経営一般に生じる様々なリスクに対する認識が欠如している旨の指摘があり、将来財務報告につながる虞のあるこのようリスクへの対応策として、役員はもとより社員全員のリスク認識を高めるために、本部毎にリスク管理者を選任し、各本部におけるリスクの洗い出し、分析を行い、自社のリスクを認識し、認識されたリスクについては的確に対処できる管理体制を構築してまいります。また、新たなリスクが発見できる体制として、定期的に各本部においてリスク検討会を開催し、常務会において各本部長から報告を行うことといたします。

#### (3) 不動産鑑定業者等、当社取引先の適切な選定

不動産鑑定業者の選定時に適切な注意義務が払われていない、また委託業務の成果物に対する正確性の検証手続きが行われていない旨の指摘があり、その対応策として、業者選定にあたっては、信用情報や実績等を入手して、当社が求める委託業務が適切に行えるか否かの判定を行い、委託業務の成果物についてはその正確性の検証を行ってまいります。特に不動産鑑定業者の選定及び鑑定書内容の検証につきましては、不動産評価手続きを伴う業務マニュアルを再整備し、個別業務プロセスを見直してリスクを明確にし、適正なコントロール機能の確立を図ってまいります。

#### (4) 管理本部部門の強化

管理本部において、各本部との連携・事実関係の掌握不足等の指摘があり、その対応策として、各本部との決算事前打ち合わせの開催、および各本部の会議に出席する等により、経営環境の変化に対応した決算処理ができる情報収集力を高めると共に、財務・経理に精通している社員を採用することによる人員増強や、専門的な外部講習等に積極的に参加し、より高度な会計知識の習得を図ってまいります。また、「全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセス」及び「重要な勘定科目に対する個別業務プロセス」並びに「決算・財務報告に対する個別業務プロセス」に係る整備状況の再確認を行い、潜在しているリスクが全て網羅されて、コントロールが適切に定義され、機能されていることを確認いたします。

#### (5) 監査役及び内部監査部門の監査体制の確立

会社における監査体制が不十分であった旨の指摘があり、その対応策として、取締役及び役員者に対し監査業務の重要性の理解を得るとともに、監査役の業務監査が十分に機能する体制を構築し、内部監査部門及び会計監査人との連携強化を図ってまいります。

また、内部監査部門に所属する社員の独立性を確保するとともに、内部統制評価や内部監査が実行可能な体制を構築してまいります。

#### (4) 第49期内部統制報告書

### 3【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、代表取締役会長金綱一男は、平成 25 年 3 月 31 日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたします。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすことになり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって平成 25 年 3 月 31 日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

## 記

平成 27 年 3 月上旬、外部からの指摘により、当社が依頼していた不動産鑑定業者の鑑定結果が誤っている可能性が判明したため、当社は社外の専門家による第三者委員会を設置し、調査を実施いたしました。調査の結果、棚卸資産である販売用不動産及び開発事業等支出金並びに有形固定資産の金額訂正が必要であることが判明しました。当社は当該調査結果及び会計監査人による指摘に基づき過年度の決算を訂正し、平成 22 年 3 月期から平成 26 年 3 月期までの有価証券報告書、及び平成 23 年 3 月期の第 1 四半期から平成 27 年 3 月期の第 3 四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出することといたしました。

本件は、取締役会が有効に機能する体制及びリスク管理体制が十分でなく、また事後コントロールとしての監査役及び内部監査部門による監査体制が不十分であったこと等に起因したものと認められ、また、当社内における会社決算の重要性に対する理解及び不動産鑑定に関する理解の不足が生じていたことにも起因していたものと認められます。

以上のことから当社は、全社的な内部統制、全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセス及び不動産の評価プロセスの一部の脆弱性が当該不適切な会計処理を招いたと認識しており、これらの財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。

なお、上記事実は当事業年度末日後に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

当社としましては、財務報告に係る内部統制の重要性は十分認識しており、第三者委員会の報告等を踏まえ、以下の再発防止策を実施してまいります。

#### (1) 取締役会の機能強化

各取締役は取締役会で他の取締役が所管する職務に対して積極的な関与が図られていない旨の指摘があり、その対応策として、取締役会における議案に対する決議過程や報告事項の内容等について見直しを図り、各取締役の相互監視機能の活性化を促し、問題点の把握、改善策の検討、取締役会としての方針決定までのプロセスを明確にします。また、取締役会における価値観の多様性の重要性を再認識し、新たに社外取締役を招聘し、取締役の業務執行に対する監督機能の強化を図ってまいります。

#### (2) リスク管理体制の再整備及び適切な運用

本件の発生事由として会社経営一般に生じる様々なリスクに対する認識が欠如している旨の指摘があり、将来財務報告につながる虞のあるこのようなリスクへの対応策として、役員はもとより社員全員のリスク認識を高めるために、本部毎にリスク管理者を選任し、各本部

におけるリスクの洗い出し、分析を行い、自社のリスクを認識し、認識されたリスクについては的確に対処できる管理体制を構築してまいります。また、新たなリスクが発見できる体制として、定期的に各本部においてリスク検討会を開催し、常務会において各本部長から報告を行うことといたします。

#### (3) 不動産鑑定業者等、当社取引先の適切な選定

不動産鑑定業者の選定時に適切な注意義務が払われていない、また委託業務の成果物に対する正確性の検証手続きが行われていない旨の指摘があり、その対応策として、業者選定にあたっては、信用情報や実績等を入手して、当社が求める委託業務が適切に行えるか否かの判定を行い、委託業務の成果物についてはその正確性の検証を行ってまいります。特に不動産鑑定業者の選定及び鑑定書内容の検証につきましては、不動産評価手続きを伴う業務マニュアルを再整備し、個別業務プロセスを見直してリスクを明確にし、適正なコントロール機能の確立を図ってまいります。

#### (4) 管理本部部門の強化

管理本部において、各本部との連携・事実関係の掌握不足等の指摘があり、その対応策として、各本部との決算事前打ち合わせの開催、および各本部の会議に出席する等により、経営環境の変化に対応した決算処理ができる情報収集力を高めると共に、財務・経理に精通している社員を採用することによる人員増強や、専門的な外部講習等に積極的に参加し、より高度な会計知識の習得を図ってまいります。また、「全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセス」及び「重要な勘定科目に対する個別業務プロセス」並びに「決算・財務報告に対する個別業務プロセス」に係る整備状況の再確認を行い、潜在しているリスクが全て網羅されて、コントロールが適切に定義され、機能されていることを確認いたします。

#### (5) 監査役及び内部監査部門の監査体制の確立

会社における監査体制が不十分であった旨の指摘があり、その対応策として、取締役及び役職者に対し監査業務の重要性の理解を得るとともに、監査役の業務監査が十分に機能する体制を構築し、内部監査部門及び会計監査人との連携強化を図ってまいります。

また、内部監査部門に所属する社員の独立性を確保するとともに、内部統制評価や内部監査が実行可能な体制を構築してまいります。

#### (5) 第 50 期内部統制報告書

##### 3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、代表取締役社長高見克司は、平成 26 年 3 月 31 日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたします。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすことになり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって平成 26 年 3 月 31 日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。



平成 27 年 3 月上旬、外部からの指摘により、当社が依頼していた不動産鑑定業者の鑑定結果が誤っている可能性が判明したため、当社は社外の専門家による第三者委員会を設置し、調査を実施いたしました。調査の結果、棚卸資産である販売用不動産及び開発事業等支出金並びに有形固定資産の金額訂正が必要であることが判明しました。当社は当該調査結果及び会計監査人による指摘に基づき過年度の決算を訂正し、平成 22 年 3 月期から平成 26 年 3 月期までの有価証券報告書、及び平成 23 年 3 月期の第 1 四半期から平成 27 年 3 月期の第 3 四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出することといたしました。

本件は、取締役会が有効に機能する体制及びリスク管理体制が十分でなく、また事後コントロールとしての監査役及び内部監査部門による監査体制が不十分であったこと等に起因したものと認められ、また、当社内における会社決算の重要性に対する理解及び不動産鑑定に関する理解の不足が生じていたことにも起因していたものと認められます。

以上のことから当社は、全社的な内部統制、全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセス及び不動産の評価プロセスの一部の脆弱性が当該不適切な会計処理を招いたと認識しており、これらの財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。

なお、上記事実は当事業年度末日後に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

当社としましては、財務報告に係る内部統制の重要性は十分認識しており、第三者委員会の報告等を踏まえ、以下の再発防止策を実施してまいります。

#### (1) 取締役会の機能強化

各取締役は取締役会で他の取締役が所管する職務に対して積極的な関与が図られていない旨の指摘があり、その対応策として、取締役会における議案に対する決議過程や報告事項の内容等について見直しを図り、各取締役の相互監視機能の活性化を促し、問題点の把握、改善策の検討、取締役会としての方針決定までのプロセスを明確にします。また、取締役会における価値観の多様性の重要性を再認識し、新たに社外取締役を招聘し、取締役の業務執行に対する監督機能の強化を図ってまいります。

#### (2) リスク管理体制の再整備及び適切な運用

本件の発生事由として会社経営一般に生じる様々なリスクに対する認識が欠如している旨の指摘があり、将来財務報告につながる虞のあるこのようなリスクへの対応策として、役員はもとより社員全員のリスク認識を高めるために、本部毎にリスク管理者を選任し、各本部におけるリスクの洗い出し、分析を行い、自社のリスクを認識し、認識されたリスクについては的確に対処できる管理体制を構築してまいります。また、新たなリスクが発見できる体制として、定期的に各本部においてリスク検討会を開催し、常務会において各本部長から報告を行うことといたします。

#### (3) 不動産鑑定業者等、当社取引先の適切な選定

不動産鑑定業者の選定時に適切な注意義務が払われていない、また委託業務の成果物に対する正確性の検証手続きが行われていない旨の指摘があり、その対応策として、業者選定にあたっては、信用情報や実績等を入手して、当社が求める委託業務が適切に行えるか否かの判定を行い、委託業務の成果物についてはその正確性の検証を行ってまいります。特に不動産鑑定業者の選定及び鑑定書内容の検証につきましては、不動産評価手続きを伴う業務マニ

ユアルを再整備し、個別業務プロセスを見直してリスクを明確にし、適正なコントロール機能の確立を図ってまいります。

#### (4) 管理本部部門の強化

管理本部において、各本部との連携・事実関係の掌握不足等の指摘があり、その対応策として、各本部との決算事前打ち合わせの開催、および各本部の会議に出席する等により、経営環境の変化に対応した決算処理ができる情報収集力を高めると共に、財務・経理に精通している社員を採用することによる人員増強や、専門的な外部講習等に積極的に参加し、より高度な会計知識の習得を図ってまいります。また、「全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセス」及び「重要な勘定科目に対する個別業務プロセス」並びに「決算・財務報告に対する個別業務プロセス」に係る整備状況の再確認を行い、潜在しているリスクが全て網羅されて、コントロールが適切に定義され、機能されていることを確認いたします。

#### (5) 監査役及び内部監査部門の監査体制の確立

会社における監査体制が不十分であった旨の指摘があり、その対応策として、取締役及び役職者に対し監査業務の重要性の理解を得るとともに、監査役の業務監査が十分に機能する体制を構築し、内部監査部門及び会計監査人との連携強化を図ってまいります。

また、内部監査部門に所属する社員の独立性を確保するとともに、内部統制評価や内部監査が実行可能な体制を構築してまいります。

以上